



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1

告 示

- 広域連合の規約の変更の届出（市町村課）…………… 2
- 区営土地改良事業施行の認可・2件（村づくり計画課）…………… 3
- 民有保安林の指定・4件（森林緑地課）…………… 3
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課）…………… 4
- 沖縄県電力料金値上げに伴う緊急対策融資制度規程を廃止する告示（中小企業支援課）…………… 5
- 沖縄県国体宿泊施設整備資金融資制度規程を廃止する告示（中小企業支援課）…………… 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 5
- 建設業者の許可の取消し（土木総務課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・10件（南部土木事務所）…………… 8

その他

- 沖縄県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告…………… 10

規 則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第73号

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2号様式1(4)備考を次のように改める。

- 備考 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 「参考値」は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

第2号様式3(1)ア中

国	歳	円	—	円	を
国	歳	()円	—	()円	に改

め、同様式3(1)イ中

--

国	歳	人	円	-	円	-	-	-	-	を
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

国	歳	人	()円	-	()円	-	-	-	-	に改
---	---	---	------	---	------	---	---	---	---	----

め、同様式3(1)オ中

国	歳	円	-	円	を
---	---	---	---	---	---

国	歳	()円	-	()円	に改
---	---	------	---	------	----

め、同様式3(1)オ備考に次のように加える。

3 表の平均給料月額欄及び平均給与月額（国ベース）の欄の括弧書は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

第2号様式3(2)中

一 般 行 政 職	大学卒	円	円	を
	高校卒	円	円	

一 般 行 政 職	大学卒	円	()円	に、
	高校卒	円	()円	

警 察 職	大学卒	円	円	を
	高校卒	円	円	

警 察 職	大学卒	円	()円	に改
	高校卒	円	()円	

め、同様式3(2)に備考として次のように加える。

備考 表の国の欄の括弧書は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第393号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から次のとおり規約の変更の届出があった。

平成25年7月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成25年6月25日
- 2 施行年月日 平成26年4月1日
- 3 変更内容 第17条及び別表第3に記載される広域連合の経費の支弁の方法を変更する。

沖縄県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 久志真土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 久志地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成25年 6月20日

沖縄県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 山田地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成25年 6月24日

沖縄県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林を指定する。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 名護市字我部祖河嵩下原238番1・239番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第397号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林を指定する。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 名護市字運天原運堂589番1・589番10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第398号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林を指定する。

平成25年7月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名トウガラ2693番1
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年7月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字仲田城前田1360番1・1385番1・1385番24（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年7月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字池之沢155番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 廃棄物処理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第401号

沖縄県電力料金値上げに伴う緊急対策融資制度規程を廃止する告示を次のように定める。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県電力料金値上げに伴う緊急対策融資制度規程を廃止する告示

沖縄県電力料金値上げに伴う緊急対策融資制度規程(昭和56年沖縄県告示第124号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成25年 7月 5日から施行する。

沖縄県告示第402号

沖縄県国体宿泊施設整備資金融資制度規程を廃止する告示を次のように定める。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県国体宿泊施設整備資金融資制度規程を廃止する告示

沖縄県国体宿泊施設整備資金融資制度規程(昭和61年沖縄県告示第364号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成25年 7月 5日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 8月 23日まで縦覧に供する。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 6月 24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県ゴルフ振興機構
- 3 代表者の氏名 池辺正章
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町字兼久275番地の5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内の子どもや高齢者に対して、ゴルフ指導、普及活動を行い、ゴルフを通じて子どもの健全育成や社会教育の推進、高齢者の健康増進に寄与することを目的とする。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成25年 7月 5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年 5月 30日
- (2) 商号名 伊波設備
- (3) 代表者名 伊波伸二
- (4) 所在地 沖縄市登川三丁目42番12号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第12037号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年 5月 15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 平成25年6月1日
 - (2) 商号名 株式会社屋島組
 - (3) 代表者名 屋富祖秀清
 - (4) 所在地 那覇市西2丁目16番3号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第1670号、沖縄県知事 許可(般-23)第1670号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年6月3日
 - (2) 商号名 日動水道
 - (3) 代表者名 古堅和則
 - (4) 所在地 島尻郡南風原町字照屋305番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11859号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年5月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成25年6月3日
 - (2) 商号名 親里建設
 - (3) 代表者名 親里康臣
 - (4) 所在地 中頭郡中城村字奥間816番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第12022号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年5月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成25年6月10日
 - (2) 商号名 有限会社川上建設
 - (3) 代表者名 川上勝弘
 - (4) 所在地 沖縄市照屋一丁目25番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第10438号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち防水工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成25年6月10日
 - (2) 商号名 アラキ畳店
 - (3) 代表者名 荒木利男
 - (4) 所在地 那覇市長田1丁目17番5号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第9202号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年5月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成25年6月10日
 - (2) 商号名 山本建設工業株式会社
 - (3) 代表者名 山本剛
 - (4) 所在地 石垣市字大浜529番地の3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第3934号、沖縄県知事 許可(般-22)第3934号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年5月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 平成25年 6月10日
(2) 商号名 有限会社フォースター
(3) 代表者名 仲座義則
(4) 所在地 島尻郡八重瀬町字小城376番地 1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第10724号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年 5月30日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成25年 6月10日
(2) 商号名 幸洋海事株式会社
(3) 代表者名 中村博幸
(4) 所在地 那覇市曙 3丁目15番 9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第12032号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年 5月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成25年 6月11日
(2) 商号名 オキノリ工設株式会社
(3) 代表者名 具志堅興順
(4) 所在地 浦添市城間二丁目18番 3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第7969号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年 5月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成25年 6月11日
(2) 商号名 有限会社山和建设
(3) 代表者名 山城康輝
(4) 所在地 沖縄市宮里二丁目14番 7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第9048号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年 5月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成25年 6月11日
(2) 商号名 有限会社青山建設
(3) 代表者名 山城敏孝
(4) 所在地 うるま市石川山城1706番地の23
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第9348号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年 5月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成25年 6月17日
(2) 商号名 有限会社山原開発
(3) 代表者名 山城兼辰
(4) 所在地 名護市大北三丁目31番 3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第6320号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年 5月28日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事

業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

14(1) 処分をした年月日 平成25年6月21日

(2) 商号名 有限会社ネスト

(3) 代表者名 安里一史

(4) 所在地 中頭郡北谷町字伊平411番地の2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第9936号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成25年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年7月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月23日 沖縄県指令士第236号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川牛之巻原407番2及び414番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町1丁目158番地 小橋川共敏
- 5 検査済証番号 平成25年6月26日 第4007号
- 6 工事完了年月日 平成25年6月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月5日 沖縄県指令南土第954号、平成24年11月1日 沖縄県指令南土第1416号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字小波蔵283番ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号 沖縄県花卉園芸農業協同組合代表理事組合長 宮城重志
- 5 検査済証番号 平成25年5月16日 N第398号
- 6 工事完了年月日 平成25年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月18日 沖縄県指令南土第989号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄65番1及び65番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目21番1 サンプライト403号 譜久里淳
- 5 検査済証番号 平成25年5月16日 N第399号
- 6 工事完了年月日 平成25年5月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成25年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 7 月 31日 沖縄県指令南土第1037号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城52番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇409番地メゾングリーンヒル301 武村盛晃
- 5 検査済証番号 平成25年 5 月 21日 N第400号
- 6 工事完了年月日 平成25年 4 月 30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 2 月 7日 沖縄県指令南土第118号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波37番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋55番地グリーンコーポ比嘉305号 伊敷直人、豊見城市字真玉橋55番地グリーンコーポ比嘉305号 伊敷美香
- 5 検査済証番号 平成25年 5 月 27日 N第401号
- 6 工事完了年月日 平成25年 2 月 15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 6 月 13日 沖縄県指令南土第860号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田315番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇352番地 1 前田昌志
- 5 検査済証番号 平成25年 5 月 31日 N第402号
- 6 工事完了年月日 平成25年 5 月 21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 7 月 2日 沖縄県指令南土第936号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波654番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平636番地の 2 メゾン K I ・ II 302号 數住昌也
- 5 検査済証番号 平成25年 6 月 6日 N第403号
- 6 工事完了年月日 平成25年 5 月 29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 8 月 15日 沖縄県指令南土第1084号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長843番63及び843番65
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波157番地1みどりマンション3-B号室 山本 猛、豊見城市字伊良波157番地1みどりマンション3-B号室 山本朝美
- 5 検査済証番号 平成25年6月6日 N第404号
- 6 工事完了年月日 平成25年5月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年6月4日 沖縄県指令南土第803号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城768番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里670番地の5 TOMO 3-C 宮城悦子
- 5 検査済証番号 平成25年6月13日 N第405号
- 6 工事完了年月日 平成25年6月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年4月27日 沖縄県指令南土第649号、平成24年7月3日 沖縄県指令南土第938号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山古島原783番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山709番地1タウンコート101 上原忠大
- 5 検査済証番号 平成25年6月14日 N第406号
- 6 工事完了年月日 平成25年6月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月18日 沖縄県指令南土第990号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根77番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保120番地3マンション純II 403号室 塩川秀和
- 5 検査済証番号 平成25年6月14日 N第407号
- 6 工事完了年月日 平成25年5月23日

そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年7月5日

沖縄県市町村職員共済組合

理事長職務執行者 平 良 朝 幸

損益計算書の要旨

(単位:千円)

区分	短期	長期	預託金	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(収入)									
負担金	4,467,488	11,085,411		134,349	144,948				
掛金	4,200,455	6,151,261			144,851				
施設収入									
基礎年金交付金									
利息及び配当金	429		253,413	214	3,483	1,242	296,209	202,786	0
その他の収入	998,020			56,166	12,980	8,712		28,959	
他経理から繰入金				25,795					
前年度支払準備金	691,939								
前年度繰越									
長期給付積立金									
計	10,358,332	17,236,671	253,413	216,523	306,262	9,954	296,209	231,745	0
(支出)									
給付金	4,578,164								
役職員給与				100,004	43,606	8,994	18,183	4,904	
旅費・事務費				16,956	5,513		1,657	49	
商品仕入									
飲食材料費									
委託費				1,399	1,617	1,957			
支払利息	1		253,413				74,980	180,715	
連合会払込金	508,498	17,236,671		61,152	3,526			11,044	
前期高齢者納付金	2,221,733								
後期高齢者拠出金	1,528,222								
老人保健拠出金	961								
退職者給付拠出金	344,037								
基礎年金拠出金負担金									
他経理へ繰入金	25,795								
その他の支出	617,094			34,171	291,589	12,551	8,158	29,045	0
次年度支払準備金	710,106								
次年度繰越									
長期給付積立金									
計	10,534,612	17,236,671	253,413	213,682	345,850	23,502	102,977	225,757	0
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 176,280	0	0	2,841	△ 39,588	△ 13,548	193,232	5,988	0

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

区分	短期	長期	預託金	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産)									
流動資産	1,156,870	1,265,649	281,996	163,654	1,332,296	465,000	1,120,895	406,412	188
固定資産			12,532,266	6		342,533	9,488,072	7,216,192	
繰延資産									
資産合計	1,156,870	1,265,649	12,814,262	163,660	1,332,296	807,533	10,608,967	7,622,604	188
(負債)									
流動負債	537,477	1,265,649		6,060	131,532	14	9,624,512	824	
固定負債	710,106		12,814,262	91,052	42,742	68,380	29,578	7,281,196	
負債合計	1,247,583	1,265,649	12,814,262	97,112	174,274	68,395	9,654,090	7,282,021	0
(純資産)									
欠損金	△ 90,713								
利益剰余金				66,548	1,158,022	739,139	954,877	340,584	188
純資産合計	△ 90,713	0	0	66,548	1,158,022	739,139	954,877	340,584	188
負債・純資産合計	1,156,870	1,265,649	12,814,262	163,660	1,332,296	807,533	10,608,967	7,622,604	188

注) 四捨五入により、合計と一致しない場合があります。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---